

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、健全な経営の推進と社会的信頼に十分に應えるべく、コーポレート・ガバナンスを最も重要な経営課題として位置付け、経営の健全性・透明性および公平性を高めることに重点を置き、法令遵守を社内に徹底させることは当然のこととし、役員全員が常に「法令違反は即経営責任に直結する」との危機感を持ち経営に臨んでおります。具体的には、経営の意思決定、職務執行および監督ならびに内部統制等について、適切な体制を整備・構築することにより、法令・規程・社内ルールに則った業務執行を組織全体に周知徹底しております。

また、株主重視の経営に徹するべく、「適正な株価形成」・「株価の持続的上昇」のための経営改革を実現し、経営のチェック機能を強化することでグローバルに通用するコーポレート・ガバナンスを確立することも重要であると考えております。その結果が、社会からの信頼の獲得に繋がることとなり、自ずと企業価値も高まり、株主の皆様にも満足して頂けるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉野 炳樹	246,800	18.08
TERRA・ESHINO株式会社	240,000	17.58
ベストセラ従業員持株会	143,100	10.49
日本証券金融株式会社	49,600	3.63
塚本 かや	48,000	3.52
吉野 炳次	48,000	3.52
小坂 幹博	31,200	2.29
五代 俊昭	26,000	1.91
株式会社SBI証券	21,600	1.58
吉野 佳秀	16,800	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 マザーズ

決算期 1 月

業種 建設業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐々木 護	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木 護	○	佐々木氏は平成19年6月まで当社取引先である株式会社東京エネシスの常務取締役を務めた後、平成21年6月まで同社非常勤顧問を務めており、その後平成25年6月まで当社の営業活動全般に関する支援を目的とする委託契約を締結しておりました。	当社の属する業界で幅広い経験と広範囲な知識を有しており、その高度な知識、経験から当社の経営の監督および妥当性・適正性の確保についての幅広い助言・提言を期待して選任しております。 当社は、独立役員との取引については、必要性等を慎重に検討し、独立性を十分に確保できる範囲のみに限定する方針であります。株式会社東京エネシスとの取引関係については、プラント解体工事という当社事業の特徴から、受注工事1件あたりの金額が大きく異なるため、対同社売上高比率は年度によってばらつきがあるものの、概ね0%～10%程度で推移しております。また、継続的に対同社売上高比率を上回る取引先も存在しており、同社は

		主要な取引先には該当しないと判断しております。 また、平成21年11月から平成25年6月までの委託契約に基づく取引金額も年間3百万程度以下であり、多額の金銭その他の財産を得ていないと判断しております。 したがって、証券取引所が定める独立性の要件をみたし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査役監査および監査法人の会計監査との連携につきましては、それぞれ違った役割で監査を実施しておりますが、各監査による監査結果を受け、相互補完的な監査が実施できるように連携を図っております。具体的には、監査法人の実施する四半期決算、期末決算における監査結果報告会には、監査役、社長室が同席しているほか、適宜それぞれの監査に必要な監査情報の交換を行っております。また、社長室は内部監査の実施状況に関して、毎月1回の常勤監査役との情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邊 喜久男	他の会社の出身者													
天沼 周次郎	他の会社の出身者										△			
村松 高男	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

	独立	
--	----	--

氏名	役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 喜久男	○	——	経営や財務、会計、税務についての長年の経験を有しており、その高度な知識、経験から当社の監査体制の強化に幅広い助言・提言を期待したものであります。
天沼 周次郎	○	天沼氏は、平成19年6月まで当社取引先である東京電力株式会社に勤めておりました。	当社の属する業界で幅広い経験と広範囲な知識を有しており、その高度な知識、経験から当社の監査体制の強化に幅広い助言・提言を期待したものであります。 東京電力株式会社との取引関係については、一般消費者としての取引であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
村松 高男	○	——	税理士として高度な専門知識を有しており当社の監査体制の強化に幅広い助言・提言を期待したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

ストック・オプションとして、役員および従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、その他
-----------------	---------------------

該当項目に関する補足説明

当社では、ストック・オプションとして、役員および従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしておりません。取締役および監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は株主総会の決議をもって総額の上限を定め、その範囲内で「役員報酬規程」に基づき、「取締役会」で個人別報酬額を定めております。
監査役の報酬は株主総会の決議をもって総額の上限を定め、その範囲内で「役員報酬規程」に基づき、「監査役会」で個人別報酬額を定めております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役へのサポートは、企画部および社長室で行っております。取締役会等の各種資料は、原則として企画部より事前配

布し、社外取締役および社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役に對しては、企画部より重要會議の議事、結果を報告しております。社外監査役に對しては、社長室より、監査役監査、會計監査、内部監査間の情報共有を推進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の取締役会は6名で構成されており、内1名は社外取締役であります。取締役会規程に基づき、経営方針その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当該取締役会には、監査役3名も出席し、職務の執行状況について、法令・定款に違反していないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

また、当社は監査役会設置会社であり、監査役3名は社外監査役であります。監査役会規則に基づき、取締役会に出席するほか、全体會議等の重要會議にも出席しており、取締役の職務の執行全般を監査・監督しております。監査役会は、毎月1回開催しており、監査の方針、監査計画ほか重要事項を協議するとともに、監査役監査および内部監査の内容を相互に共有しております。当社では監査役の監査業務を補佐する専任のスタッフを特に配置しておりませんが、内部監査部門である社長室が内部監査の実施状況を監査役に報告しております。

当社は、社内の重要事項の審議機関として、取締役・部長・課長・室長・リーダー・常勤監査役で構成される會議体として「全体會議」を設置しております。当該會議体は、毎月1回開催しており、重要事項の審議を行い、内部統制上の重要な審議機関でもあります。また、全体會議では「リスク管理規程」に基づき毎年1回、各担当部署長から各部署におけるリスクを列挙させ、当該リスクに対する分類・分析・評価・対応等を協議するとともに、それらに対する対応後の進捗・結果報告も随時行うこととなっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社内に法令遵守を徹底させるため、社外監査役3名で構成される監査役会を設置しております。当社の属する業界で幅広い知識を持った監査役を選任しており、当社の監査体制に多様な観点からの助言・提言を実施できると考えております。また、内部統制の有効性を高めるため、社長直轄の社長室を設置し、會計監査、業務監査を着実に実施できるような体制を構築しております。これらのことから、経営の健全性・透明性および公平性を高める体制が確保されていると考え、本体制を選択しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、決算業務の早期化、監査法人との連携により、法定期限内の確実な発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、1月決算のため、株主総会の開催は集中日と異なる日となっております。また、開催場所については、駅からの距離等、アクセスの便を考慮してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	インターネットでの議決権行使を検討してまいります。株主総会および議決権行使の円滑化を促進するため、当社ホームページに招集通知を掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	将来的に、外国人投資家向けに招集通知の英文提供を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上、決算説明会を開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	将来的に検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内のIRサイトにて、有価証券報告書等の適時開示書類やIRニュース等の情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社の企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき事項と考えております。具体的には、事業推進の中心的役割を担う取締役から、取締役会や全体会議等の機会を通じて、事業の状況、経営環境に関する重要な情報を幹部社員に周知させるとともに、適時開示の担当部門である企画部を中心として、個々の従業員に対しても適時開示の重要性を周知してまいります。また、企画部では金融商品取引法や貴取引所規則等に則り、発生事実等のタイムリーな情報収集ならびに分析、適時開示する体制を整備してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	将来的に検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、有用な情報を正確かつ迅速に公表することが重要であると認識しており、ホームページ等を通じて情報提供を行っていく方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成19年6月22日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は次のとおりとなっております。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存続をしていくためには、コンプライアンスの周知徹底が不可欠であると深く認識しており、全ての役職員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

(a)取締役会は、法令および定款で定められた事項および経営に関する重要事項につき、十分に審議したうえで意思決定を行う一方、職務執行する取締役からは、その執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督する。

(b)監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程および職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役および使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。

(c)全体会議は、定期的に開催し、常勤役員および幹部社員による重要な意思決定事項の審議と業務執行の経過に対して多面的な検討を行うと共に、相互監視を行う。

(d)内部監査部門として社長室を設置し、定期監査と共に必要に応じて臨時監査を実施して、日常の職務執行状況を把握し、その改善を図る。

(e)コンプライアンス体制の維持のため、弁護士および監査法人等の外部専門家と密に連携を図る。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係わる情報について、管理基準および管理体制を整備し、法令および「文書管理規程」に基づき作成・保存すると共に、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理しております。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を最も重要な経営課題のひとつと位置づけ、当社固有のリスクを充分認識したうえで、危険の大小や発生可能性に応じて、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行っております。

(a)全社的なリスクの監視および全社的な対応は企画部が行う。

(b)各部署の担当業務におけるリスクは、当該部署長が責任者となり、企画部と共同でマニュアル等の整備および徹底、ならびに必要な教育を行う。

(c)取締役ならびに各部署長は、個々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは取締役会で多面的な審議を行ったうえで、適切な対策を決定し、実施する。

(d)内部監査担当部署は、リスク管理の状況についても監査を実施する。

(e)新たにリスク管理面で問題が発生もしくは発生が予測される場合には、取締役会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。

(f)不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮のもと、弁護士等を含む外部専門家を利用し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、規程の整備により、取締役の権限・責任の範囲と担当業務を明確かつ適切に定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保しております。

(a)取締役会は、中期経営計画および各年度の予算案を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案・実行する。

(b)「組織規程」「業務分掌規程」および「決裁権限規程」により、取締役の委嘱事項を定め、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲する。

(c)取締役は、職務執行の進捗状況等を取締役会で報告する。

(d)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて組織、職制、業務分掌、決裁権限等に関する社内規程等の見直しを行い、必要な改善を行う。

e 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社および関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役と内部監査部門である社長室は、常に連携できる体制にあるため、監査役の職務を補助すべき使用人を置いていませんが、監査役をサポートする体制として社長室および企画部で適時必要に応じ業務サポートを行っております。また、監査役から専任の使用人設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ、必要に応じて設置いたします。また、当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合には、その指揮・命令等は監査役のもとにあり、その人事上の取扱い等は監査役と協議して行います。

g 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の取締役会等の重要な会議への出席を取締役の業務執行に対する厳正な監視体制とするとともに、監査役への重要な報告を行う体制を整備しております。また、当社は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告する体制を整備しております。

h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役監査基準」において、内部監査部門である社長室と監査役が緊密な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査が実効的に行われることを確保しております。また、取締役と監査役は、積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図っております。

なお、社長室の実施する内部監査は、内部統制の実効性を高めるために、実施状況を監視する機能として位置付けております。また、内部統制システムについては、絶えず見直しを行い、改善・強化に努める必要があるものと認識しており、常に改善に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長である吉野佳秀は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力の排除に関する規程」を制定し、所管部署は企画部として対処しております。

また、新規取引先との取引開始時には当該会社および当該会社代表者に対して反社会的勢力との関わりの有無を事前調査するとともに、取引金融機関・取引先等からの風評に関しても必ず情報収集するよう営業姿勢の徹底を図っております。また、取引先等が反社会的勢力で有ること

が判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。
また、万が一に備えて、所管警察署、(公財)暴力団追放運動推進都民センターの相談窓口との関係強化や弁護士等の外部専門機関との連携体制の強化を推進しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

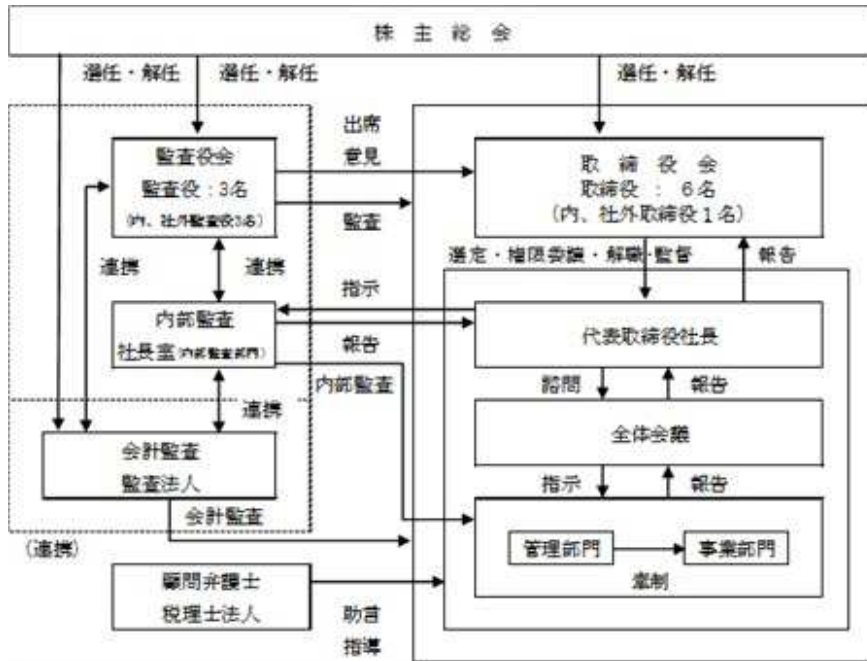
なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレートガバナンス体制および適時開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付しております。



【情報伝達のフロー】

【開示書類作成のフロー】

